

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）第13条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟ユニゾンプラザ（以下「ユニゾンプラザ」という。）

イ 対象業務

(ア) 条例第2条第3号及び第4号に掲げるユニゾンプラザの事業の実施に関する業務

(イ) 条例第6条に規定する使用の承認に関する業務

(ロ) 条例第7条に規定する使用承認の取消し等に関する業務

(エ) ユニゾンプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(オ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による中間評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

申請者は、次の要件を満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(4) 県税等を滞納していないこと。

(5) 経営状況が健全であること。

(6) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。（共同応募する者にあつては、代表法人以外の構成員は、県内に主たる事務所がなく、かつ県内に事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等とすることができる。）

(7) 指定管理者になろうとする法人その他の団体及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部福祉保健総務課企画調整室地域福祉担当

電話 025-280-5176（直通）

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)の交付場所で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年8月31日（月）までの平日

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。